

利用料金の限度額について

利用料金は、以下の表に定める額の範囲内で、指定管理者が決定します。
なお、指定管理者が収受した利用料金は、還付することができませんので、ご注意ください。

施設	利用料金（限度額）	
	単位	金額
研修室 1	1 時間につき	136円
研修室 2		160円
研修室 3		201円
研修室 4		159円
多目的ホール		398円

備考

- 1 研修室 1、研修室 2、研修室 3 又は研修室 4 において冷暖房設備を利用する場合は、1 室 1 時間につき、冷房設備にあつては80円を、暖房設備にあつては90円を加算します。
- 2 多目的ホールにおいて照明設備を利用する場合は、1 時間につき100円を加算します。
- 3 利用時間が1 時間に満たない場合は当該利用時間を1 時間とし、利用時間に1 時間に満たない端数がある場合は当該端数を1 時間に切り上げます。
- 4 利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表（備考の 1 および備考の 2 を除く。）の規定に基づき算定した額の 2 倍に相当する額とします。